

改正 平成19年3月29日規則第8号

平成19年7月1日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年観音寺市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条に規定する公募は、次に掲げる全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 観音寺市公告式条例（平成17年観音寺市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報誌への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(委員会の設置)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者を公正に選定し、適正な事務の運営を図るため、公の施設を所管する課ごとに指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公の施設の指定管理者の選定審査に関すること。
- (2) その他公の施設の指定管理者選定に関し必要な事項。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、政策部長、総務部長及び公の施設の所管部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(選定結果の通知)

第9条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、指定管理者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(指定の通知)

第10条 条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定は、指定管理者指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(指定管理者の名称の変更等の届出)

第11条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等に変更があったときは、直ちに必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(事業報告書)

第12条 条例第8条に規定する事業報告は、事業報告書(様式第4号)により行うものとする。

(指定の手續等)

第13条 委員会の庶務、指定管理者の指定の手續等については、公の施設を所管する課において行うものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、当該規則中「市長」とあるのは「教育委員会」、「観音寺市長」とあるのは「観音寺市教育委員会」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月1日規則第27号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

様式第1号

(第3条関係)

様式第2号

(第9条関係)

様式第3号

(第10条関係)

様式第4号

(第12条関係)